

No	質問	回答
1	建築物節電改修支援事業費補助金とは	本事業は、東日本大震災の電力需要対策の一環として、民生部門の節電を推進し、既築建築物に一定の節電効果を有する設備等を導入する補助事業を行うことにより、夏以降の電力需給対策への貢献を図ることを目的とする。既築の民生用建築物において、一定の節電効果を有する設備を導入する場合、その経費の一部を補助する事業です。
2	なぜこのような採択方法に決定したのですが。	多くの申請者に対し、節電事業に取り組んでいただきたい、と考え、金額の調整をさせていただきました。
3	全体の申請金額を教えてください	約740億円です。
4	全体の申請件数を教えてください	約3500件です。
5	公募要領2-2(3)は何ページですか	P19の(3)審査についての項目です。
6	②Bにより補助金の交付額が調整される事を踏まえ、事業計画の変更を希望する事業者は、執行団体であるSIIIに事前に計画変更の届出・承認が必要となります。と記載がありますが、手続き方法や詳細内容を教えてください。	①交付決定前までは、メールにて届出用の書式をお送りいたします。 ②交付決定後は、交付規程P17にある様式第4「計画変更承認申請書」を使用させていただきます。
7	なぜ300万以下は調整しないのですか	多くの申請者に対し、節電事業に取り組んでいただきたい、と考え、金額の調整をさせていただきました。
8	補助金額の調整でBの計算式の根拠を教えてください	補助申請金額300万円以上・5000万までの申請案件を、300万から1500万の間で金額調整を行った結果、この計算式になりました。
9	計画の変更はどの程度認められるのか。	現在申請している案件について行うものに対して認めます。また、現在申請する事業金額を上回る計画変更や新たな補助対象設備の追加は、認められません。
10	1事業者当たりの申請額が1億円をこえる事業者は、1億円以下となるよう採択件数を調整する、とありますが調整はSIIが行うのですか。	実施する事業については申請者をご相談の上調整をします。
11	申請額が1億を越える際の計算方式が記載されておられません計算式の根拠を教えてください。	計算式はございませんが、実施する事業については申請者をご相談の上調整をします。
12	資源エネルギー庁の連絡先を教えてください。	省エネルギー・新エネルギー部 省エネルギー対策課 03-3501-9726
16	補助金の対象となる節電対策は他にありますか	各省庁、各自治体、各団体などでこのような補助金は行っていますが、ご自分でお調べください。
17	申請者様が交付の採択、不採択はどこで確認できますでしょうか。	今回は採択・不採択の通知ではありませんので、採択・不採択は5月中旬に申請者に郵送でお知らせいたします。
19	申請した内容が正しかったかどうか確認してほしい。	申請内容の正否についてはお答えいたしません。5月中旬の交付決定をお待ちください。
21	工事の開始時期を4月末を予定しており、5月中旬以降となると当初の予定より事業費がかかることになるが追加の変更は認められないのか。	申し訳ございませんが事業費が増える計画変更については認められません。
22	チェーン店を順次改修する予定であったが、開始時期が後ろ倒しになったことで事業全体のスケジュールの変更が必要となっている。工事が8月末までに事業が完了しない場合はどうすればよいのか。	この度の補助金が今夏の電力需給対策への貢献を目的としていることを踏まえて出来るだけ8月末までに工事が終了できるようご協力をお願いします。事業の進行の過程で8月末までに終了しないことが分かった場合については早めにSIIにご相談下さい。

23	二次募集は行うのでしょうか	二次募集については、予算の執行状況を勘案して決定しますので、現在の申請案件の審査終了後に発表します。
----	---------------	--